

入札告示

札幌市告示第978号

「路面下空洞探査業務（その1）」に係る調達を総合評価一般競争入札に付するので、下記のとおり札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示する。

平成29年3月21日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 契約担当部局 〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市建設局土木部道路維持課事業係
電話 011-211-2632

- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達する役務の名称
路面下空洞探査業務（その1）
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成29年11月30日まで
 - (4) 履行場所
市内一円
（道道札幌停車場線、外41路線）
 - (5) 入札方法
入札は、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札参加者（以下、「評価対象者」という。）について、入札書記載金額及び技術資料をもとに、落札者決定基準による評価を行い、評価点を決定した結果、評価点の最も高い者を落札者とし、評価点の最も高いものが複数いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該落札予定者のうちくじを引かない者があるときは、その者

に代わって当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせ、落札予定者を決定する。

なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

- (6) 本調達は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

3 入札参加資格

総合評価一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる参加資格のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 平成29・30年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係である場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (6) 本業務の仕様書に適合する受託体制を確立できる者であること。
 - (7) 配置予定の主任技術者が調達役務の内容と同種又は類似の履行実績を有する者であって、当該役務の提供が十分に可能な者であること。なお、同種又は類似の役務については、入札説明書による。
 - (8) 当該役務の履行を確保するため、調査に必要となる路面下空洞探査車を保有（借受含む）していること。なお、路面下空洞探査車の性能については、入札説明書による。

4 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定の基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、後記(2)の総合評価の方法によって得られた得点(以下、「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。

(2) 総合評価の方法(落札者決定基準)

ア 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、入札価格及び技術資料等に基づき行うものとする。

イ 評価は、「価格評価」及び「技術評価」に区分し、その配点をそれぞれ次のとおりとする。

(ア) 価格評価点 18点

(イ) 技術評価点

① 実施方針 22点

② 企業の評価 11点

③ 配置予定技術者の評価 11点

ウ 総合評価点は、次に掲げる算定式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

エ 価格評価点は、次の算定式により算定する。

価格評価点＝60点×(1－入札価格／予定価格) [小数点第4位切捨て]

ただし、入札価格が予定価格に10分の7を乗じた価格(以下、「基準価格」という。)を下回る者については、算式中の「入札価格」を「基準価格」と読み替えて価格評価点を算出するものとする。

オ 価格以外の要素の評価について、その概要を次のとおりとし、評価項目及び評価基準の詳細は、入札説明書による。

(ア) 実施方針

a 業務理解度

b 実施手順の妥当性

c 工程計画の妥当性

d 業務上配慮すべき事項の適切性

e 調査機器類の精度管理の適切性

(イ) 企業の評価

a 過去10年の同種業務履行実績

b 同種業務実績の規模

c 路面下空洞探査車の保有状況

d 本店等所在地における常勤技術者等

e 建設コンサルタント登録状況

- f ISO9001取得状況
- g 事故及び不誠実な行為
- (ウ) 配置予定技術者の評価
 - a 過去10年の主任技術者が従事した業務履行実績
 - b 主任技術者資格保有状況
 - c 担当技術者資格保有状況

(3) 落札決定予定日

平成29年5月10日(水)

5 入札説明書等の入手方法

上記1の場所及び建設局ホームページ上で入手できる。(建設局ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/top/douro/nyuusatsu.html>)

なお、上記1の場所で交付する期間は、本告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、「休日」という。)を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

6 入札に要求される事項

(1) 入札書その他関係書類の提出

この総合評価一般競争入札に参加を希望する者(以下、「入札参加者」という。)は、入札書のほか、本告示に示す入札参加資格の審査に係る書類及び上記4(2)イ(イ)に掲げる技術評価に係る書類(以下、「技術資料等」という。)を同時に提出期限日までに提出しなければならない。また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、書類提出後の技術資料等の修正及び追加等は、提出期間内であっても一切認めない。

ア 上記3の入札参加資格の審査に係る書類(別添様式)

イ 上記4の技術評価に係る書類(第1~12号様式)

(2) 入札書及び技術資料等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成29年4月11日(火)午後5時15分(送付の場合は必着のこと。)

イ 提出場所

上記1に同じ。

(3) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。

7 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 開札の日時及び場所

平成29年4月12日(水)午前10時00分

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎8階2号会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(5) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札

イ 技術資料等の提出をしない者がした入札

ウ 入札説明書の定めに従わない書類を提出した者がした入札

エ 上記6(2)の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

オ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約金額の支払方法

検査終了後、受託者の請求により支払う。

(8) 詳細は入札説明書による。

8 その他

(1) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。

(2) 必要と認めるときは入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(3) 入札に参加した者は、入札書等の提出後は正当な理由なく落札者となることを辞退することはできないものとする。

(4) 開札後、落札予定者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

(5) その他、この告示に定めのない事項については、札幌市契約規則、札幌市物品・

役務契約等事務取扱要領及び札幌市路面下空洞探査業務総合評価一般競争入札実施要領に定めるところによる。